

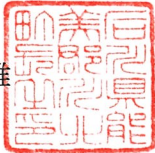


川北町告示第 3 6 号

川北町税条例（昭和 5 6 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 月 1 8 日川北町告示第 2 号において、別途、告示で定めることとされている期日のうち、令和 6 年 1 月 1 日以降に到来する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 2 条第 3 項第 3 号に掲げる法人以外の法人に係る申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）の期限を次のとおり指定したので告示する。

令和 6 年 7 月 1 0 日

川北町長 前 哲 雄



| 対象となる申告等の期限       |                                                  | 指定する期日           |
|-------------------|--------------------------------------------------|------------------|
| 法人町民税の申告・<br>納付期限 | 令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 7 月 3 0 日<br>までに期限が到来するもの | 令和 6 年 7 月 3 1 日 |